

○横瀬町男女共同参画推進条例

令和5年6月14日

条例第17号

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し基本理念を定め、町、町民、事業者及び教育関係者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策について基本的事項を定めることにより、当該施策を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 全ての人が社会の対等な構成員として、自らの意思によって、社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保されることにより、政治的、社会的、経済的及び文化的な利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 性別等 生物学的な性別、性的指向(自己の恋愛又は性的感情の対象となる性別についての指向をいう。)及び性自認(自己の性別についての認識をいう。)をいう。
- (3) 積極的格差改善措置 第1号に規定する機会に係る格差を改善するため必要な範囲内において、不利益を受けている者に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (4) 町民 町内に在住し、在勤し、又は在学する者をいう。
- (5) 事業者 町内において事業活動を行う個人及び法人その他の団体をいう。
- (6) 教育関係者 町内において学校教育、社会教育その他の教育に携わる者をいう。
- (7) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動や性別等に関する偏見に基づく言動により、相手に不快感を与え生活環境を害すること、又は不利益を与えることをいう。
- (8) ドメスティック・バイオレンス 配偶者、交際相手その他の親密な関係にある者又はあった者から受ける身体的、精神的、社会的、経済的又は性的な暴力をいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画の推進は、次に掲げる事項を基本理念として推進されなければならない。

- (1) 全ての人々が性別等に関わりなく、個人として尊重され、性別等による差別的取扱いを受けることなく、個人として能力を発揮する機会が確保され、自分らしく暮らせる社会が実現されること。
- (2) 社会における制度又は慣行が、性別等による固定的な役割分担等によることなく、自らの意思で多様な生き方を選択できるように配慮されること。
- (3) 全ての人々が社会の対等な構成員として、あらゆる分野における政策の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。
- (4) 家族を構成する全ての人々が、相互の協力と社会の支援の下で、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動及び社会生活における活動に対等な立場で参画することができること。
- (5) 社会のあらゆる分野における教育について、全ての人々が生涯にわたり男女共同参画に関する教育及び学習の機会が確保されること。
- (6) 男女共同参画の推進は、国際社会における取組と密接な関係を有していることを十分理解し、国際的な協調の下に行われること。

(町の責務)

第4条 町は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策(積極的格差改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 町は、男女共同参画の推進に当たり、町民、事業者、教育関係者、国、埼玉県及び他の地方公共団体と連携を図るものとする。

(町民の責務)

第5条 町民は、基本理念にのっとり、男女共同参画に関する理解を深め、社会のあらゆる分野において、男女共同参画の推進に取り組むとともに、町が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、男女共同参画に関する理解を深め、事業活動において、男女共同参画の推進に取り組むとともに、雇用する者について、性別等に関わらず、雇用の分野における能力を発揮できるよう均等な機会及び待遇の確保に努めるものとする。

2 事業者は、雇用する者について、職場及び家庭その他の活動を両立して行うことができる職場環境を整備するよう努めるものとする。

3 事業者は、町が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(教育関係者の責務)

第7条 教育関係者は、基本理念にのっとり、男女共同参画への理解を深め、男女共同参画の推進に配慮した教育を行うように努めるものとする。

2 教育関係者は、町が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(性別等による権利侵害の禁止)

第8条 何人も、社会のあらゆる分野において、性別等による差別的な取り扱い、セクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンスその他性別等に起因する権利侵害に当たる行為を行ってはならない。

(公衆に表示する情報の表現の配慮)

第9条 何人も、公衆に表示し、又は発信する情報において、性別等による固定的な役割分担及び前条に規定する行為を助長し、又は連想させる表現並びに過度の性的な表現を行わないよう配慮しなければならない。

(町の基本的施策)

第10条 町は、男女共同参画を推進するため、次に掲げる施策を行うものとする。

(1) 全ての人々が共に家庭及び社会生活を両立することができるよう、必要な支援を行うよう努めるものとする。

(2) 広報活動等の充実により、男女共同参画に関する町民、事業者及び教育関係者の理解を深めるとともに、男女共同参画の活動を促進するための必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(3) 社会のあらゆる分野における活動において、性別等による格差が生じている場合、積極的格差是正措置が講ぜられるよう努めるものとする。

(4) 附属機関等における委員を委嘱し、又は任命する場合にあっては、男女の均衡を図るよう努めるものとする。

(5) セクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンスその他性別等に起因する権利侵害に当たる行為の防止及びこれらの被害を受けた者に対し、必要な支援を行うよう努めるものとする。

(6) 男女共同参画の推進に関する情報収集及び調査研究に努めるものとする。

(基本計画)

第11条 町長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を策定するものとする。

2 町長は、基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ町民等の意見を反映することができるよう、適切な措置を講ずるものとする。

3 町長は、基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表するものとする。

4 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(推進体制の整備)

第12条 町は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な体制を整備するものとする。

(相談及び苦情への対応)

第13条 町長は、性別等による差別的取扱いその他男女共同参画の推進を阻害する行為に係る事案について、町民等から相談の申出を受けた場合は、関係機関と連携し、必要な措置を講ずるものとする。

2 町長は、男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に関し、町民等から苦情の申出を受けた場合は、適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

(委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、令和5年7月1日から施行する。